

問題13 行政指導に関する次の記述のうち、行政手続法の規定によれば、妥当なものはいくつあるか。

ア 行政手続法において定義する行政指導は、一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める行為とされており、当該行政機関の組織法上の根拠は必ずしも必要とされていない。

イ 法律に根拠を有し、かつ、法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方に限り、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと思量するときは、当該行政指導をした行政機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。

ウ 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨等を口頭で示した場合において、その相手方から行政指導の趣旨等を記載した書面の交付を求められた場合には、これを交付するように努めなければならない。

エ 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、行政機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項及び当該条項に規定する要件などを書面で示さなければならない。

オ 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、行政機関は、あらかじめ、事案に応じ、行政指導指針を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公にしておかななければならない。

- 1 なし
- 2 一つ
- 3 二つ
- 4 三つ
- 5 四つ